

路外駐車場設置届出書添付書類一覧

		必 要 事 項	建築物で ない場合	建築物の 場合	
設 置 関 係	1	設置届出書	○	○	
	2	位置図(案内図) $\frac{1}{10,000}$ 以上〔省令 2-(1)〕	○	○	
	3	平面図(出入口のある階) $\frac{1}{200}$ 以上〔省令 2-(2)〕 ① 駐車場の区域〔省令 2-(2)-イ〕 駐車場区域(赤実線) 建築物で駐車場の用に供する区域(赤破線) ② 周囲の道路及びバス停、横断歩道、交差点等政令第7条第1項で定められているもの〔省令 2-(2)-ハ〕 ③ 場内の設備(事務所、料金徴収所、照明等)以上各階別に記入されたもの ④ 駐車マス イ 一般公共の用に供する駐車マスを赤実線で、それ以外の部分の駐車マスを緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車マスに記入されたもの ロ 駐車マスの寸法を記入する。ただし、各階の駐車マスの寸法が同一の場合は各階1駐車マスに記入する。 ⑤ 出入口及び車路〔省令 2-(2)-ロ〕 イ 車路動線を赤色矢印で記入する。 (例 \longrightarrow \Rightarrow) ロ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。 ハ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。	○	○	
	4	平面図(2層以上の各階) $\frac{1}{200}$ 以上〔省令 2-(3)〕 記入方法は【3平面図(出入口のある階)】と同じ		○	
	5	立面図 2面以上 $\frac{1}{200}$ 以上〔省令 2-(3)〕		○	
	6	断面図 2面以上 $\frac{1}{200}$ 以上〔省令 2-(3)〕		○	
	7	屈曲部(半径)、傾斜部(勾配)の詳細図 $\frac{1}{200}$ 以上		△	
	8	建築確認通知書の写		□	
	9	建築検査済証の写		□	
	10	駐車場調書の写		□	
	11	特殊駐車装置の場合	大臣認定書の写、仕様及び構造図	△	△
	12	1層2段式(自走式)の場合	大臣認定書の写	△	△

* ○は、省令で規定があるもの(太文字は省令で定められている事項)

△は、技術的基準をチェックするためにあるとよいもの

□は、建築担当課室によるチェックを確認するためにあるとよいもの

2. 位置図(案内図)については 1/2,500 程度が望ましい